

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成22年4月22日(2010.4.22)

【公開番号】特開2008-231046(P2008-231046A)

【公開日】平成20年10月2日(2008.10.2)

【年通号数】公開・登録公報2008-039

【出願番号】特願2007-74531(P2007-74531)

【国際特許分類】

C 07 C 231/20 (2006.01)

C 07 C 237/06 (2006.01)

【F I】

C 07 C 231/20

C 07 C 237/06

【手続補正書】

【提出日】平成22年3月3日(2010.3.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

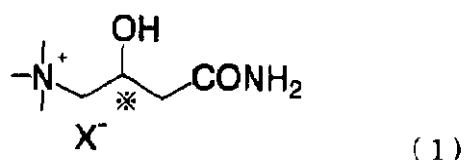
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

下記式:

【化1】



[式中、Xはハロゲン原子を表し、*は光学活性体を表す。]で示される光学活性カルニチニアミドハロゲン化物を晶析させることにより、得られる光学活性カルニチニアミドハロゲン化物の光学純度を、晶析に供される光学活性カルニチニアミドハロゲン化物の光学純度に対して変化させる、光学活性カルニチニアミドハロゲン化物の精製方法。

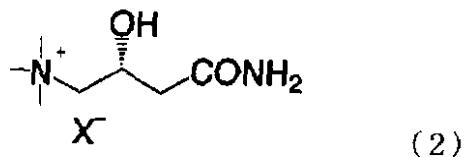
【請求項2】

前記得られる光学活性カルニチニアミドハロゲン化物の結晶の光学純度が、前記晶析に供される光学活性カルニチニアミドハロゲン化物の光学純度よりも高い、請求項1記載の方法。

【請求項3】

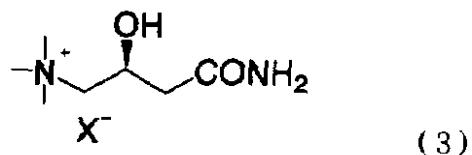
前記晶析に供される光学活性カルニチニアミドハロゲン化物において、下記式:

【化2】



で表されるL-カルニチンアミドハロゲン化物が、下記式：

【化3】

で表されるD-カルニチンアミドハロゲン化物に対して過剰に存在する、請求項1又は2記載の方法。

【請求項4】

前記晶析に供される光学活性カルニチンアミドハロゲン化物の光学純度が70%e.e.以上である、請求項1~3のいずれか記載の方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0025】

[実施例2]

79%e.e. ($[\alpha]_D^{25} = -14.1^\circ$ (C = 10)) のL-カルニチンアミド塩化物3.00g (15.3mmol) を実施例1と同様の方法で晶析を行い、2.01gの白色結晶を得た。この化合物の旋光度を測定したところ、($[\alpha]_D^{25} = -16.9^\circ$ (C = 10)) (95%e.e.) であることがわかった。また濾液のメタノールを留去して得られた化合物も同様に旋光度を測定したところ、($[\alpha]_D^{25} = -8.5^\circ$ (C = 10)) (48%e.e.) であることがわかった。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0026

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0026】

[実施例3]

90%e.e. ($[\alpha]_D^{25} = -16.0^\circ$ (C = 10)) のL-カルニチンアミド塩化物3.00g (15.3mmol) を実施例1と同様の方法で晶析を行い、1.98gの白色結晶を得た。この化合物の旋光度を測定したところ、($[\alpha]_D^{25} = -17.4^\circ$ (C = 10)) (98%e.e.) であることがわかった。また濾液のメタノールを留去して得られた化合物も同様に旋光度を測定したところ、($[\alpha]_D^{25} = -13.2^\circ$ (C = 10)) (74%e.e.) であることがわかった。